

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認に強く反対する決議

- 1 安倍首相は、本年5月15日、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が集団的自衛権の行使を容認する内容の報告書を提出したことを受け、従前の集団的自衛権の行使に関する政府解釈を変更してこれを容認する閣議決定を行う方針を改めて表明した。現在、行使容認の要件を詰めるための与党協議が進められており、これに併せて自衛隊法や周辺事態法、PKO協力法等の個別法の改正もなされようとしている。
- 2 日本国憲法は、アジア太平洋戦争で多数の尊い命が犠牲になった反省を踏まえ、前文に平和的生存権、第9条に戦争放棄及び戦力の不保持、交戦権の否認を規定し、徹底した平和主義を採用している。

日本国憲法前文(抜粋)

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これを踏まえ、これまで政府は、集団的自衛権について「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」と定義した上で、その行使は「我が国を防衛するため必要最小限の範囲を超えるものであって憲法上許されない」旨表明し(1981年5月29日政府答弁書)、この解釈をその後30年以上にわたり一貫して維持してきた。

- 3 こうした憲法の重要原則に関し確立され維持されてきた憲法解釈を、時の政府が都合良く変更することは、憲法96条で厳格に定められた憲法改正手続を無視して憲法改正を行うに等しく、権力を縛って国民の基本的人権の保障を図ろうとする立憲主義をも根本から覆すものであり、断じて許されない。
- 4 そして、もし集団的自衛権の行使を容認すれば、日本が攻撃されていないにもかかわらず、「自衛」の名のもと他国のために武力攻撃が可能となり、他国の戦争に日本が巻き込まれる危険性が高まることが必至である。

しかも、集団的自衛権が行使された事例とされる1965年のベトナム戦争や2001年のNATOのアフガニスタン攻撃、2003年のイラク戦争等をみれば、「集団的自衛権」が大国による小国への軍事介入の口実として繰り返し使われてきたことが明らかであり、集団的自衛権の行使の容認は、こうした軍事行動に日本が加担できるようになることを意味している。

こうした事態は多くの国民が望んでおらず、最近の世論調査においても、集団的自衛権行使容認に反対する意見や慎重論が増えてきている。

- 5 当会は、2013年8月25日にシンポジウム「憲法を変えて強い国へ?! --立憲主義を手放してしまう前に、考えておきたいこと。--」を開催して平和主義と立憲主義についての議論を深め、同年11月7日には「憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する会長声明」を公表し、本年5月3日には「憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認に反対する会長談話」を公表してきた。

基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざす当会は、今般改めて、政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権行使を容認することに強く反対する。

2014年（平成26年）6月26日

宮崎県弁護士会

